

第 2 8 回議会運営委員会議案

日 時 平成 23 年 12 月 16 日(金曜)午前 9 時 30 分
場 所 第 1 委員会室 時 分

1 開 会

2 議 件

(1) 調査事項

(ア) 定例会最終日の追加提案事項について

資料 1

(イ) 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

資料 2

(ウ) めむろ町議会まめ通信(No112、1月発行)について

当日配付資料 3

(エ) 『H 2 3 芽室町自治基本条例の議会評価(関係分)』について

資料 4

(オ) 『H 2 3 議会報告会』の開催要領について

資料 5

(カ) 『H 2 3 議会報告と町民との意見交換会』の報告内容について

資料 6

(キ) 『芽室町議会活性化計画の検証とH 2 4 方針』について

資料 7

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

平成 年 月 日(曜) 時 分

(2) その他

4 閉 会

メモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the 'メモ' header. It is intended for handwritten notes.

平成23年12月町議会定例会提案予定事項

平成23年12月16日(金曜)

総務課

区 分	件 名	要 旨	提案日
議 案	特別職の給与に関する条例中一部改正の件		12月22日

資料 1 -2

平成 2 3 年 1 2 月町議会定例会提案予定事項

平成23年12月16日(金曜)
芽室町議会

区分	件名	要旨	提案日
委員会報告	・ 議会運営について	議会運営委員会報告	最終日
	・ 陳情第7号「平成24年度農業予算編成に関する意見書」の提出を求める陳情の審査報告	経常任委員会審査報告	
会議案	・ 「平成24年度農業予算編成に関する意見書」の提出の件	提出者 経常任委員会 委員長 小椋 孝雄	

委員会の閉会中の継続調査の申し出について

平成23年第9回町議会定例会

申出 月日	委員会名	審 査 調 査	事 件	理 由
12.22	議会運営委員会	調 査 " "	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議の日程等議会の運営について ・議会広報、広聴活動のあり方について ・議会活性化について ・議会報告と町民との意見交換会について ・所管に属する事項について 	会期中の所管事務調査が困難なため

《参 考》

平成23年第7回町議会定例会

申出 月日	委員会名	審 査 調 査	事 件	理 由
9.28	議会運営委員会	調 査 " "	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議の日程等議会の運営について ・議会広報、広聴活動のあり方について ・議会活性化について ・議会報告と町民との意見交換会の運営について ・所管に属する事項について 	会期中の所管事務調査が困難なため

平成22年第7回町議会定例会

申出 月日	委員会名	審 査 調 査	事 件	理 由
12.22	議会運営委員会	調 査 " " " "	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議の日程等議会の運営について ・議会広報、広聴活動のあり方について ・議会活性化について ・議会報告と町民との意見交換会の運営等について ・所管に属する事項について 	会期中の所管事務調査が困難なため

めむろ町議会まめ通信

めむろ町議会まめ通信

《No. 1 1 2》
平成24年1月12日発行
発行者 芽室町議会
編集 議会運営委員会
TEL 62-9731 FAX 62-9813

新年のあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

御家族おそろいで、御健勝にて希望に満ちた、平成24年の新春を迎えられたことを、議員一同を代表し、心からお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、未曾有の被害を生んだ昨年の「東日本大震災」、そして「原発事故」により、被災された全ての皆さんに心からお見舞い申し上げます。

国内経済は、なかなか回復しない状況であり、さらに昨年11月の政府のTPP（環太平洋連携協定）事前協議への参加表明は、本町の経済、町民の暮らしに壊滅的な影響を与えることが予想され、断固反対を貫くべく、全会一致をもって反対の意見書を政府に提出したところでもあります。

本年も、町民の皆さんと協働するまちづくりを目指し、町政の二元代表制の一翼を担う町議会として行政と一丸となり“住民福祉の向上”のために全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、一層の御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

芽室町議会議長 広瀬重雄

12月町議会定例会

8日（月）開会

○行政報告

町長から3件（「職員の交通事故について」「ブラジルゲートボール連合からの親善交流協力協定の提案について」「公立芽室病院医師の異動について」）、教育長から1件（「伏見^美湿原ミズバシヨウ群生地町指定天然記念物解除について」）の行政報告を受けました。

○財産取得の件（除雪ドーザ（13t級）購入）

除雪ドーザ（13t級）1台を1,594万9,500円で取得しようとするもの。（原案可決）

○指定管理者の指定

施設名	指定管理者	指定期間	審議結果
めむろ駅前プラザ	芽室町商工会	平成24年4月1日から 平成27年3月31日まで	原案可決
芽室町国民宿舎等	めむろ新嵐山株式会社	平成24年4月1日から 平成27年3月31日まで	原案可決

○条例制定・改正

議件名	制定・改正の内容	審議結果
芽室町子どもセンター設置条例制定の件	²⁴ 平成 23 年3月1日から「めむろ西地区子どもセンター」を運営するための条例制定	原案可決
芽室町子どもセンター嘱託職員設置条例制定の件		原案可決
町税条例等中一部改正の件	地方税法の一部改正に伴う条例改正	原案可決

芽室町都市計画税条例中一部改正の件	地方税法の一部改正及び税率の経過措置延長のための条例改正	原案可決
芽室町公営住宅管理条例中一部改正の件	改良住宅の廃止、解体に伴う条例改正	原案可決
災害弔慰金の支給等に関する条例中一部改正の件	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う条例改正	原案可決
芽室町立学童保育所条例中一部改正の件	学童保育料の無償化及び「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改めるための条例改正	原案可決
農業経営基盤強化資金利子助成条例中一部改正の件	無利子化措置の期間延長及び対象資金の改正等に伴う条例改正	原案可決

○平成23年度芽室町各会計補正予算（一般会計、7特別会計、2事業会計） 原案可決

○陳情審査

議 件 名	審議結果
「平成24年度農業予算編成に関する意見書」の提出を求める陳情	経済常任委員会に審査付託

14日（水）、15日（木）再開（一般質問）

○14日は、藤森善一郎、常通直人、高橋仁美、梅津伸子の4議員、15日は、小椋孝雄、青木定之、高橋源の3議員が行いました。詳細につきましては、来月発行の「めむろ議会だより」に掲載する予定です。

22日（木）再開・閉会

○条例制定・改正

議 件 名	制定・改正の内容	審議結果
特別職の給与に関する条例中一部改正の件		

○意見書の提出

意 見 書 名	審議結果
平成24年度農業予算編成に関する意見書提出の件	

※可決された意見書は、国及び政府関係機関に提出しました。

「地域で働き、地域で暮らすために」テーマに懇談

どんぐり会と厚生常任委員懇談会開催

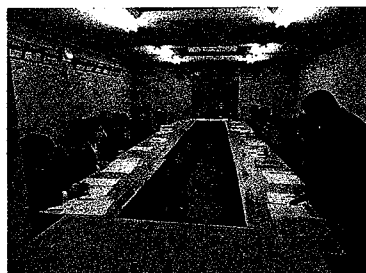
日 時：平成23年11月22日（火曜）18:30~19:40

場 所：役場3階 第1委員会室

参加者：どんぐり会10人、厚生常任委員4人、議長、事務局2人

坂田明会長から、会の現在の状況、会の考えなどについて聞き、意見交換を行いました。主な内容は次のとおり。

- 障害者の就労機会を増やすためにもぜひ就労継続支援A型事業所の誘致すべき
- 平成24年開設と聞いていたケアホームが、最近平成25年に遅れると聞いた
- ケアホームは1棟のみでなく将来的に増やさなければならぬ
- 子どももケアホームで生活するのを見届けたい。



「芽室町の経済動向」テーマに懇談

商工会役員・経済常任委員懇談会

日 時：平成23年11月29日（火曜）18:00~19:00

場 所：駿河屋食堂

参加者：商工会13人（役員10人・事務局3人）、議会8人（経済常任委員6人・議長・事務局1人）

武藤保宏会長のあいさつの後、意見交換を行いました。主な項目は次のとおり。

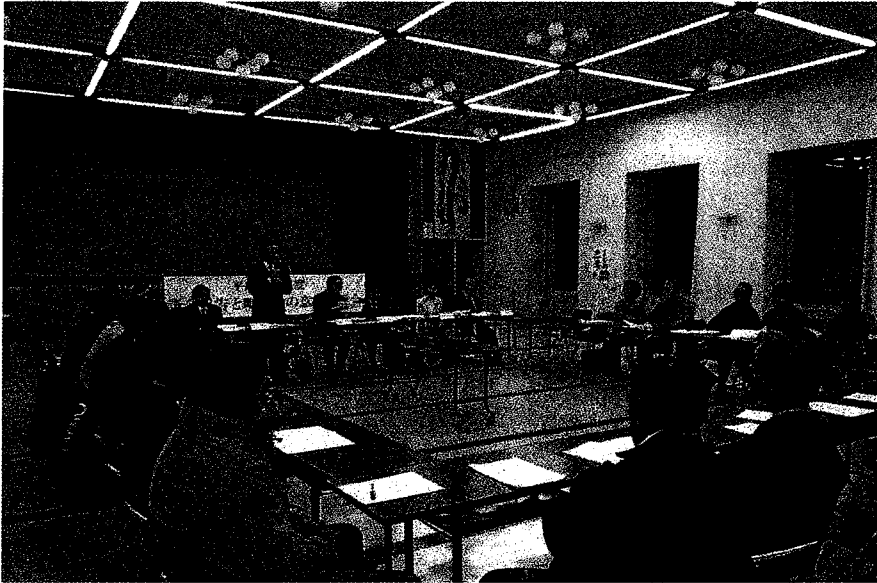
- 現在の商工業の現状・商工業の振興策・「まちの駅」の取組・TPP参加問題・コミュニティバス運行による影響・中心市街地商店街商工会共通商品券の販売・指定管理者受託事業に係る施設管理（大規模修繕等）について。

平成 23 年度

「議会報告と町民との意見交換会」を開催

～町民の多様な意見を生かし、政策形成につなげます～

芽室町議会では、今回で3回目の開催となる「議会報告と町民との意見交換会」（以下「報告・意見交換会」）が、平成23年10月18日から11月21日にかけて、町内6会場で開催し、98人の町民の皆さんのご参加をいただきました。この報告・意見交換会は、町民の皆様の提案や意見を聞く場をつくり、議会内の議論や政策形成につなげていくことを目的に開催したものです。その概要をお知らせします。



6会場で98人が参加し活発な意見交換が行われた（写真：上美生農村環境改善センター）

報告・意見交換会の開催状況

開催日	会場名	参加者数
10月18日	めむろーど	23人
20日	東めむろコミセン	10人
21日	弥生副館	19人
11月17日	西土狩地域副館	3人
18日	上美生農環境改善センター	27人
21日	北伏古地域副館	16人
	参加者数合計	98人

H23「議会報告と町民との意見交換会」の改正点

今年度、町議会では手順を見直し、報告・意見交換会が「単に町側に伝える」、「町側の意向を町民に伝える」のではなく、議会としてしっかりと調査し議論を行い、課題を政策化するために改正しました。

町民の皆様からいただいた多くの提案・意見について内容を分類・整理しました。

集約した内容をもとに、議員が町の各課に出向き調査をし、その資料に基づき、議会運営委員会と3つの常任委員会で調査と協議を行いました。

さらに、議会運営委員会では、各委員会の報告内容を取りまとめ、全議員による議員協議会で審議を行いました。この件についての議員協議会は、これまで2回開催していますが、今後も継続して開催する予定です。

最終的には、議会として報告内容をまとめ、再度「議会報告会Ⅱ」を開催し、町民の皆さんに報告します。また、参加いただいた町民の皆様にも、報告書を配布するとともに、議会だより、議会ホームページなどに掲載していく予定です。

議会に関する提案・意見についても、議会運営上の内容も重く受け止め、今後の議会改革と議会活性化に活用していきます。また、各事業への提案・意見につきましても、今後も継続して調査し、それらの経過や結果につきましても、お知らせしていきます。

報告・意見交換会の政策形成の流れ



「議会報告と町民との意見交換会」 — 各会場での提案・意見



【10月18日 めむろーど】

- ・議会・議員のあり方について
(議員の出席率・議員の活動・夜間議会・議長の一般質問・議員の公約達成・費用弁償・会議時間と会議内容・議会報告書と町民との意見交換会のあり方と報告書様式・議員報酬・情報開示など)
- ・非核宣言について
- ・図書館指定管理と図書館司書について



【10月20日 東めむろコミュニティセンター】

- ・議会・議員のあり方について (議員数と議会活動・自治基本条例と議会・議員の責務・一般質問回数)
- ・気温測定地点について ・JR 大成駅のコミュニティスペースについて
- ・コミュニティバスの無料パス交付について ・TPP 問題について
- ・東工業団地従業員の定住策について ・東めむろ地区の開発について
- ・東めむろ地区のスクールバス運行について



【10月21日 弥生福祉館】

- ・議会・議員のあり方について
- ・役場庁舎の建設について
- ・民営化・民間委託・指定管理等の検証について
- ・乳幼児医療費助成制度拡大について
- ・特別養護老人ホームの入所数と建設について
- ・町道の新設工事について ・柏樹学園の予算について



【11月17日 西士狩地域福祉館】

- ・議会・議員のあり方について
- ・新エネルギーについて
- ・東日本大震災の災害廃棄物の受入対応について
- ・西士狩保育所の存続について
- ・TPP 問題について



【11月18日 上美生農村環境改善センター】

- ・議会・議員のあり方について
- ・上美生地域の活性化について
- ・東日本大震災の災害廃棄物の受入対応について
- ・町民一人当たりの借金額について
- ・上美生保育所の通年で早朝・延長保育について
- ・道の駅の進捗状況について
- ・TPP 問題について



【11月21日 北伏古地域福祉館】

- ・議会・議員のあり方について
- ・ITインフラ整備について
- ・消防広域化について
- ・道の駅構想と高速道路サービスエリアでの情報発信について
- ・農産物のパッケージ運動について
- ・すこやか検診について
- ・TPP 問題への対応について
- ・鹿による農業被害について
- ・防風林の伐採について
- ・少子高齢化への対応について
- ・院外薬局の町民メリットについて
- ・公立芽室病院の経営状態について

「議会報告と町民との意見交換」で7分類・37項目に整理

議会は提案・意見にどのように向き合うかー

町民から出された意見等をもとに新たな課題や問題について、各委員会で所管の事務調査をし、町の総合計画や予算化などに結びつけるなど政策化を検討します。



① 各課へ出向き調査



②各常任委員会で調査・協議



③議員協議会で協議

議会報告と町民との意見交換会で出された提案・意見37項目

大分類	テーマ
A 議会 1項目 (7点)	・議会・議員のあり方について (議員報酬・費用弁償について)
	・(議会開会について)
	・(「議会報告会と町民との意見交換会」のあり方について)
	・(議会傍聴の対応について)
	・(国政への議会の対応について(TPP 関連))
	・(議会白書及び議会への住民参加について)
	・(議員活動について)
B 総務・ 行財政 12項目	・役場庁舎の建設について
	・民営化・民間委託・指定管理等の検証について
	・非核宣言について
	・気温測定地点について
	・JR 大成駅のコミュニティスペースの管理等について
	・コミュニティバスの無料バス交付について
	・新エネルギー(太陽光パネルとペレットについて)
	・東日本の大震災の影響について
	・町の財政について
	・上美生地域の活性化について
・ITインフラ整備について	
・消防広域化について	
C 生活環境 1項目	・東日本大震災の災害廃棄物の受入対応について

D 健康・ 医療・福祉 7項目	・すこやか検診について
	・公立芽室病院の経営状態について
	・院外薬局について
	・少子高齢化への対応について
	・農村地域保育所について(林所・延長保育)
	・乳幼児医療費助成制度拡大について
	・特別養護老人ホームの入所数と建設について
E 産業・経済 6項目	・TPP問題について
	・鹿の食害対策について
	・防風林の伐採について
	・農産物のパッケージによる情報戦略について
	・道の駅構想や高速道路SAでの情報発信について
	・東工業団地従業員の定住促進策について
F 建設・ 都市計画 6項目	・町道の新設要望について
	・南7線道路の整備について
	・南9線道路の改良について
	・取付道路からの畑への雨水浸水対策について
	・東めむろ地区の今後の開発について
	・町道の新設要望について
G 教育・ 文化 4項目	・図書館指定管理と図書館司書について
	・柏樹学園の予算について
	・文化活動と施設の使用料の見直しについて
	・東めむろ地区のスクールバス運行について
計	37項目

『町民に分かりやすく・町民に開かれ・町民が参加する議会へ』

「議会報告会Ⅱ」へご参加ください

- ・2月18日(土) めむろーど2F セミナーホール
- ・昼の部 14:00~16:00・夜の部 18:00~20:00

昨年10、11月に開催した「議会報告と町民との意見交換会」で寄せられた意見・提案について、住民の皆さんに直接回答する「議会報告会Ⅱ」を開催します。昨年開催の意見交換会に参加された方、参加されなかった方を問わず、多くの方のご来場をお待ちしています



(平成22年10月6日作成)
 (平成22年10月26日協議)
 (平成22年11月19日議運協議)
 (平成23年12月7日・16日議運協議)
 (平成23年12月22日議員協議会)

H23 芽室町自治基本条例の議会評価（関係分）

評価基準 = おおむね達成している。向上心を持って取り組んでいる。 = 取り組んではいるが、不足している部分が見受けられる。
 = 取り組んではいるが、改善の余地がある。 × = 取り組んでいない。取り組んだが、進展していない。

芽室町自治基本条例検証対象条文（議会関係）	検証及び今後の課題等	達成度
（議会の役割） 第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。	・議事機関として、議決により意思決定を行っている。	
2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。	・本会議及び委員会等において、質疑・事務調査により町政運営の監視・けん制及びチェックを行っている。 賛否に関わる場合は、反対討論のみでなく賛成討論も行っている。 今後は、町民に対し、意思が的確に反映されているかなどについても検証すべきである。	
（議会の責務） 第23条 議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。	・今後、自治基本条例の規定に適合しているかの点検方法を検討すべきである。	
2 議会は、政策の水準を向上させるため、議会の議決事項の拡大に努めます。	・第2条第4項の市町村の基本構想の議決規定の廃止に伴い、「議会の議決すべき事件を定める条例」を議決し、総合計画の実施計画までを議決要件に決定した。さらに議運において、議決拡大を検討中である。	

<p>3 議会は、議会の活動に関する情報を町民に伝えるために、審議の過程や結果などを町民に分かりやすく説明します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報（議会だより・まめ通信・議会のホームページ）並びに「町民との意見交換会」などで報告・説明し、説明責任を果たしている。 ・今後、審議の過程や結果報告を議会報告会で行うなど、その方法の開発が必要である。 	
<p>（議会の情報公開と町民参加） 第24条 議会は、議会活動に関する情報を町民と共有するため、次に掲げる事項により情報公開を推進します。 （1）本会議及び委員会等の会議は、原則として公開します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議（本会議・各委員会・議員協議会）において、既に全面公開している（平成12年から実施済）。さらに情報公開を推進するためにインターネット中継拡大が今後の課題である。 	
<p>（2）本会議及び委員会等の会議の日程及び内容は、事前に町民に周知します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に日程等が決定している場合は、会議の内容について、議会広報誌（議会だより・まめ通信）及び議会のホームページなどの媒体により議案を添付し周知している。委員会においては、急遽開催が決定する場合も多く、その周知方法の開発が今後の課題である。 	
<p>（3）審議過程や結果など議会に関する情報を町民に説明するための機会を設けるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報誌（議会だより・まめ通信）及びH21から実施している「町民との意見交換会」などで議会情報を伝えている。 ・審議過程については、公開できていない部分があり、今後の課題である（議員の賛否の公開など）。 	

<p>(4) その他、町民に分かりやすい情報を公開するための方法を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報誌(議会だより・まめ通信)の充実を目指し、分かりやすい議会広報誌の作成に努めている。 ・さらに分かりやすい情報を提供するために、議会広報誌(議会だより・まめ通信)の町民評価など検討の余地がある。 	
<p>2 議会は、町民との意見交換等の機会を設けるなど、町民参加の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H21 から「町民との意見交換会」を実施し、H23 に要領を見直し実施している。 ・団体との意見交換を積極的に行うため要領を定め、周知する必要がある。 ・議長室開放の場を設けているが、方法の再考が必要である(H13～月1回、H23からは2回)。 ・議会広聴の一環からホットボイスにも対応している。 	
<p>(議会の活動) 第25条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会では議員間において自由討議を行っている(平成21年4月から実施)。しかし、感想を述べるにとどまっていることから、討議進行などの手法の研究が必要である。 ・今後、本会議での試行に向けて検討をすべきである。 	
<p>2 議会は、政策の提言及び政策立案の充実を図るため、議会の閉会中においても調査研究活動に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修会にも参加し、調査研究に努めている。閉会中にも事務調査を行っている。 ・議員による政策提案及び条例提案を積極的に行うべきである。 	
<p>3 議会は、議会の活動を通して町政の課題を明らかにするため、本会議及び委員会等における論点を明確にします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会において議論しているが、今後、争点や論点を明確にする方法の研究・開発が課題である。 	

<p>4 前項の目的のため、本会議及び委員会等に出席を要請された町長等執行機関の長及びその補助機関の職員は、議長及び委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするため議員に質問することができます。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>(議員の責務) 第28条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の議員活動の上で、常に把握していると思われる。 ・町民の意向の把握については、町民の考えを議員個々の課題から議会としての課題に向けるよう調査などを行うとともに、政策立案する方法の研究・開発が必要である。 	
<p>2 議員は、公正かつ誠実に職務を遂行するため、自己研鑽に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議員活動及び各種研修会をはじめ、他市町村議会主催の研修会等へ積極的に参加している。 ・議員会と連携し、議員研修会を積極的に開催する。 	

平成23年度「議会報告会」開催要領(案)

1 開催趣旨

芽室町議会の「議会報告と町民との意見交換会」は、今年度で3年目を数え、去る平成23年10・11月に町内6会場で開催し、町民98人の参加のもと、様々な意見と提案をいただいた。開催後、議会内で個別の案件、意見交換会の運営を省みる中で、「再度、議会報告会を開催の上、進捗状況などを報告し、情報共有と説明責任を果たすべきである。」との趣旨から、1会場において次のとおり開催するものである。

2 主催 芽室町議会（企画運営主体：議会運営委員会）

3 テーマ 『町民に分かりやすく・町民に開かれ・町民が参加する議会へ』

4 参加対象者 町民及び町外者で町内に職場がある方（町外者の傍聴も可）

5 開催日程及び開催場所

日時： 平成24年2月18日（土曜）

昼の部：14：00～16：00

夜の部：18：00～20：00

場所： めむろーど 2F セミナーホール

6 実施準備

（1）出席議員 全議員が出席するものとし、議長、副議長、議会運営委員長、及び各常任委員長が説明・報告する。

（2）役割及び分担

企画運営統括

・議会運営委員長

当日配布用報告書作成と配布

ア 各常任委員会が作成 イ 事務局に提出 ウ 事務局で報告書の原案を作成
エ 議会運営委員会で原案決定 オ 議員協議会で意見調整 カ 再度議会運営委員会で最終決定

（ウ）会場設営

・設営・受付・質疑マイクは、議員が行うものとする。

（エ）傍聴席

・他市町村議会議員等の傍聴席を設営する。

7 平成23年度「議会報告会」の次第

- | | |
|-----------|----------|
| （1）開会あいさつ | 議長 |
| （2）司会進行 | 議会運営副委員長 |
| （3）日程の説明 | 議会運営副委員長 |
| （4）自己紹介 | 全議員が順次行う |

- (5) 説明・報告 議会運営委員長・総務常任委員長・厚生常任委員長・経済常任委員長・副議長（補足説明）
- (6) 質疑応答
- (7) 閉会あいさつ 副議長
- (8) 記録・報告書の作成 事務局

8 報告会の進め方

- (1) 各委員長は、報告資料を踏まえ、委員会内で事前の協議・打ち合わせを行い臨むものとする。
- (2) 報告会は、基本的に先の「町民意見交換会」をもとに回答、経過報告及び展望説明などを行うものである。したがって、「議会」として一定の説明責任を果たすよう努めるものとし、執行機関の立場での説得的な説明・答弁を行わないよう留意する。
- (3) 報告会は、町議会が主催し、かつ町議会が合議機関として決定・確認した事項に基づき実施することを主旨とするものであり、議員個人の見解を述べる場ではない。
ただし、議員個人の考えを求められた場合や町議会における議論の経過を説明する場合などにおいて、議員個人の見解を述べる必要があるときは、容認されることも想定される。そのような場合であっても、議会の構成員としての良識ある言動に努めるものとする。

9 総括報告書の作成及び送付

- (1) 「議会報告会」の内容を含めた総括報告書を事務局で原案作成 議会運営委員会で原案決定 議員協議会で意見調整 再度議会運営委員会で最終決定
- (2) 3月中旬までに参加町民へ配布（郵送等）する。
- (3) 「議会ホームページ」「めむろ議会だより」及び「めむろ町議会まめ通信」にその概要を掲載し、参加者以外の町民に対しても報告する。

10 周知方法

- (1) 「めむろ議会だより」「めむろ町議会まめ通信」「議会ホームページ」
- (2) 報道機関（北海道新聞・十勝毎日新聞）
- (3) ポスターを作成し、公共施設及び「すまいるボード」掲示
- (4) 各議員による広報活動
- (5) 「議会報告と町民との意見交換会」に出席いただいた98人へのダイレクトメール

11 その他

- (1) 今後、各町内会及び各種団体等との『議会報告会及び町民との意見交換会』の開催周知を積極的に行うものとし、会場でチラシによりPRを開始する。

平成 23 年度議会報告と町民との意見交換会の議会对応・協議シート

議会運営委員会分

(8 項目に統合)

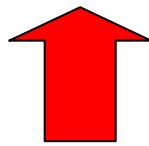
大分類	テーマ	1	2	3	4
A 議会	・ 議会・議員のあり方について			前期	後期
	(1) 議員報酬・費用弁償について				
	(2) 議会活動について				
	(3) 議会開会について				
	(4) 「議会報告会と町民との意見交換会」のあり方				
	(5) 議会傍聴の対応について				
	(6) 国政への議会の対応について(TPP 関連)				
	(7) 議会への住民参加と議会白書について				
	(8) 議員活動について				

- 1 直ちに質問者に回答する
- 2 まめ通信(1月号)に掲載する
- 3 議会活性化計画で議論し方向性を定める
- 4 議員個々で対応する

議会運営委員会分のフローの基本

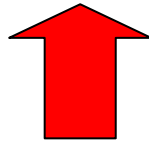
H24 報告会・議会広報

(公表・実行)



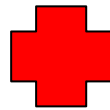
H24 議会活性化計画

(協議・最終意思決定)



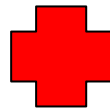
H23 自治基本条例検証 + H23 議会活性化計画検証

(自己検証・自己評価・事務局検証・評価)



H 23 議会報告と町民との意見交換会意見整理・分析

(住民評価・意見・提案)



議会へのホットボイス分析・検証

所管委員会・協議シート

議会運営委員会 NO.1

主 題	(1) 議員報酬・費用弁償について	
発言日時会場	平成 23 年 10 月 18 日 (火曜) 19 時 めむろーど 10 月 21 日 (金曜) 19 時 弥生福祉館	
町民の発言主旨	<p>議員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬を上げるような活動をしていただきたい(同意見 3 件) ・通年議会はどうか。(弥生) ・議員が全員同額ではなく、1 期生は下げ、2 ・ 3 期生に上乘せしては(めむろーど) <p>費用弁償について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書中の予算・決算の通勤費の掲載はどこに。その都度支給か。(めむろーど) 	
議会の回答要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・参考にさせて頂く。報酬については高い・低いなど色々お考えはあると思う。説明責任との兼ね合いもある。貴重な意見として受け止める。・費用弁償は報告書 P13 のとおり、2 km 以上が対象で 1 km あたり 37 円支給。 	
活性化計画経過	<p>大項目 5 議員の処遇改善を図る 小項目 議員報酬の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行ってきた(平成 20 年 6 月 23 日設置) 。 ・幅広い職層や年齢層に人材を求めるための環境整備、また若い世代にも議員として立候補しやすい環境整備のため、現状の議員報酬の維持が必要(平成 22 年 1 月 25 日決定) 。 <p>小項目 旅費の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内及び帯広市内の日当廃止(平成 12 年 3 月議会条例改正 - 町職員旅費改正に準じ改正) 。 ・費用弁償 1 級 (特別職等) から 2 級 (一般職等) に平成 14 年 9 月議会で条例改正し平成 15 年 4 月 1 日施行 (平成 22 年 11 月 12 日確認) 。 	
協議経過	正副原案	<p>議員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬・期末手当の見直しについては、H24 議会活性化計画で議論する。報酬は、議員定数削減議論及び報酬削減議論の経過を踏まえ、ゼロベースから歳費積算により改正を図る (参考：福島町議会) 。ただし通年議会に移行するなどの協議も必要である。 <p>費用弁償について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償については、現行どおりとし改正しないものとする。
	議運協議 12.8 12.16	<p>議員報酬について 同上</p> <p>費用弁償について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償については、芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例中、「第 4 条 議員が招集に応じ又は職務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。3 費用弁償の額は、別表の区分により職員旅費支給条例 (昭和 26 年条例第 23 号) 陸路については片道 4 キロメートル以上とし、その料金は町長が別に定めるものにより計算する。の規定を準用して計算する。第 5 条 費用弁償の方法等は、前条に定めるもののほか、町職員の旅費支給方法等による。」と定めている。費用弁償については、活性化計画で再度検討する。 <p>別表 (第 4 条関係) 町議会議員費用弁償額 1 km につき 37 円。</p>
回答内容及び回答予定		
回答責任者		

所管委員会・協議シート

議会運営委員会 NO.2

主 題		(2) 議会活動について
発言の日時・会場		平成 23 年 10 月 18 日 (火曜) 19 時 めむろーど 10 月 21 日 (金曜) 19 時 弥生福祉館 11 月 17 日 (木曜) 19 時 西土狩地域福祉館 11 月 18 日 (金曜) 19 時 上美生農村環境改善センター
町民の発言主旨		議員数と議会活動について ・議員数が 18 人 16 人になった。2 減は支障があるか (弥生・上美生)。全体の地域の目配りなどに影響は。議員数を減らせればよいというものではない (上美生) 年間の議会活動日数について ・委員会は素朴に年間どのような活動を何日くらいか。・委員会の構成人員が少ないのであれば、全員で構成する 1 委員会にしては (弥生) 議員の年間出席率について ・議員の議会出席率・発言回数は？議会だよりを読んでいるが掲載されていない。4 年後の選挙の際の判断材料としたい (めむろーど)
議会の回答要旨		・議員定数は議員が自ら減らした。慣れてくるとは思うが、もっと活発に議論してもいい。・議員定数調査特別委員会でも町民と懇談し、他町村を視察した。減数しても精力的に行っているところもある。・町民の意見を反映するために 1 人でも少なくなると大変である。しっかり議論しないとならないと思っている。・農村議員は 4 人となり農業分野の面では至難である。委員会構成は 5 人で十分な議論はできるかということであるが、4 月からスタートしたばかり。次回選挙までには考えたい。
活性化計画上の位置付け (経過等)		・大項目 5 議員の処遇改善を図る 小項目 議員定数の見直し・「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う (平成 20 年 6 月 23 日設置))・3 常任委員会を維持するには、現状の 18 人が必要。また、現行でも 5 人の委員会があるが問題もなく機能していることから、2 減の 16 人でも良いとの意見が出され、結果、16 人となる (平成 22 年 1 月 25 日決定) (平成 22 年 3 月 11 日以後に告示の町議会議員の一般選挙から適用) (平成 22 年 11 月 12 日確認) 。 ・大項目 3 議会の公開性を高める 小項目
協議経過	正副委員長 原案	議員数と議会活動について ・定数 16 人及び 3 委員会構成については、H23 選挙後、間もないため、検証までには時間を要する。前期 2 年間の評価については H25 に検証し、後期 2 年間と H27 選挙後について議論を行うものとする。 年間の議会活動日数について ・議員活動日数については平均値を出す。委員会の活性化に向けて、委員長を中心に積極的に調査活動を行うことを申し合わせる。 議員の年間出席率について ・議員の年間出席率の報告書掲載については、H24 活性化計画で協議する。議会だより (例えば 2 月号) で前年度分の総括として掲載するなど対応すべき。
	議運協議 12.7・16	議員数と議会活動について ・同上 実際の数値を示す。
協議結果		
回答内容及び 回答予定		
回答責任者		

所管委員会・協議シート

議会運営委員会 NO.3

主 題		(3) 議会開会について
発言の日時・会場		平成 23 年 10 月 18 日 (火 曜) 19 時 めむろーど 10 月 20 日 (木 曜) 19 時 東めむろコミュニティセンター 10 月 21 日 (金 曜) 19 時 弥生福祉館
町民の発言主旨		会議時間と会議内容について ・ 1 分間の会議をはじめ 30 分間未満の会議が多い。短い会議で何を定めることができるのか。重要案件か、招集する必要があるのか (めむろーど) ・ 10 ~ 20 分間の会議で何が決まるのかこの表では分かりにくい (めむろーど) ・ 根回しなども終えて 1 分間で終了する会議もあろう。次からの報告の際には短時間のものは説明を加えて掲載してはどうか (めむろーど) 夜間議会について ・ 夜間議会など考えたことはないか (弥生) 通年議会の開催について ・ 通年議会を検討したことはあるか。通年議会の功罪はあるか。議会のほかに議員活動もあるので、歳費面からも通年というやり方はどうか (弥生)
議会の回答要旨		・ 本会議で委員会に付託し、委員会を開催し、審査方法だけを決めるといった内容のものもある。わざわざ開会することのないよう本会議などに合わせて効率よく開催している。 ・ 会議で請願・陳情を委員会に付託され、付託条件をどのような方法で決めるかを諮る会議は時間が短い。報告書の記載は分かりやすくしたい。 ・ 夜間議会やサンデー議会などの実施町村も視察しているが、傍聴者は増加していない状況である。皆さんが多忙の中では傍聴は難しいと考えている。 ・ 通年議会の悪い点はないのではない。今後議論していきたい。いつでも議長が招へいできる利点があり、臨時議会がなく専決処分もなくなる。議員の仕事が増えるということではない。通年議会は道内でも少しずつ増えてきている。
活性化計画上の位置付け (経過)		大項目 2 議会運営の改善を図る 小項目 委員会活動の充実 大項目 3 議会の公開性を高める 小項目 夜間議会等の開催 ・ 夜間、休日等における議会開催 (インターネットによる議会中継の開始及び実施後の継続性の難しさ等から判断し、取り組まないことに決定。平成 14 年 5 月) (平成 22 年 11 月 12 日確認)。 通年議会の検討 (新設)
協議経過	正副委員長 原案	会議時間と会議内容について ・ 会議の目的・内容については、H24 報告会説明資料から分かりやすく掲載する。 夜間議会について ・ H24 活性化計画で検討するも、夜間議会の開催は見送るべき。 通年議会の開催について ・ 通年議会については、H24 活性化計画で先進事例等を調査するなどし、判断すべき。
	議運協議 12.7・16	同 上
協議結果		
回答内容及び 回答予定		
回答責任者		

所管委員会・協議シート

議会運営委員会 NO.4

主 題	(4)「議会報告会と町民との意見交換会」のあり方について
発言の日時・会場	平成 23 年 10 月 18 日 (火 曜) 19 時 めむろーど 10 月 20 日 (木 曜) 19 時 東めむろコミュニティセンター 11 月 17 日 (木 曜) 19 時 西土狩地域福祉館 11 月 18 日 (金 曜) 19 時 上美生農村環境改善センター 11 月 21 日 (月 曜) 19 時 北伏古地域福祉館
町民の発言主旨	<p>報告・意見交換会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『上から目線』で生の声を聴く姿勢となっていない。自分の議会報告を他の議員も行うことや各事業所に出向き、生の声を聴くべきだ。細かな集まりの方が聴ける。・質問に対する回答内容は全て同じ。・この雰囲気を感じているかを一人ひとりの議員が話してはどうか。・本来、膝を詰めて意見交換したというのであればこういう形は無理だ。それぞれの後援会の意見を聴いて持ち寄ればいいの。もう少し意識ややり方を考えた方がいい。町民の意見を吸収した方がいい。・議員の顔も初めて見る。全員顔を見せるべきだ。意見があるのなら前列で答えるべき。傍聴席に座る必要があるのか。・班編成にする必要はない。顔を知らない人もいる。町民に顔を見せるのが当たり前(以上めむろーど)。意見交換会は内容が良くなってきていると感じる。会議に費やす時間も分かりやすく資料に示され改善されている。傍聴する議員も多く、意欲の表れだと思う。いいまちづくりをするためには、定例会での傍聴者数だけではなく町民も関心を持つべき。審議内容ももっと身近にし、町長と競り合い切磋琢磨し、勉強していく議会を期待する(弥生福祉館)。・3人に参加者しかいない。さらに大勢が集まるようにするためにどう考えているか。この状態をどう思うか。・参加しやすい改善策をどう考えるか。・開催周知文書では、重点地区が伝わってこない。そよ風トークよりも参加率が悪く開催する意味がない。地域も70戸以上あるがその1割にも満たない。折角議員に来ていただいて申し訳ないが。 ・町民が議会に関心がないのか。何があるのか。・関心が無いのか、啓蒙が悪いのか、対等でもない。・そよ風トークと一緒にやってはどうか。・時間が遅いのもある。時間を早めては。・時間的には6時。時間を相談しながら設定する手はある。こうした集まりに女性が集まってくれることを考えた方がいい。・昨年度、開催した他の地域の集約内容の中で、町の方で生かされた度合い、反映度はどのくらいか。・その年のうちに返答しないと折角開催しても意味がない。2月というが、予算の関係で今月末までに話し合いをして決めるということになっている。・活動報告は昨年度のものより、議員も改選となったのであるから今年度に関心がある。・「検討します」という内容が多い。検討内容を報告してほしい。 <p>情報開示について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい情報開示を。HP、まめ通信、議会だよりだけで情報開示していると思っているのか。『検討して参ります』が多過ぎる。過程・プロセスを的確に開示すべきだ。決定していないが議論しているなど。これで開かれていると言えるのか。これまで意見交換会に参加して発言しているが、1度も的確な情報を返してもらっていない(めむろーど)。議会に対する信頼感が薄くなる。高齢者も理解できるように真の情報開示を是非行ってほしい(弥生)。・高齢者も理解できるように真の情報開示を是非行ってほしい(めむろーど)。・私たちの団地で開催してくれることは、大変よいことだ。来年も議会活動報告頂いたが、本議会以外でも色々調査されているようだ(東めむろ)。・議会だより等はあまり読まない。一部の関心ある人は読んでいるのではないか(西土狩)。
議会の回答要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会で議論していく。議会の情報開示に努めたい。
活性化計画上の位置付け	大項目 4 議会活動への町民の理解を高める 小項目 議会ミニ情報紙の作成 議会広報の充実 議会報告会 大項目 3 議会の公開性を高める 委員会の公開 本会議の庁舎内設置

協議経過	正副委員長 原案	<p>報告・意見交換会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各会場でいただいた意見、アンケートをもとにし H24.2 の報告会を開催する。また H24 開催に向けて、H24.2 報告会終了後に総括を行い、次回開催要綱の素案を策定する。 <p>情報開示について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24 活性化計画で議論し、議会 HP・議会広報・まめ通信で、町民からの意見・提案、一般質問・質疑後のその後の進捗状況を掲載する（参考：鷹栖町議会）。また、H24 議会報告会に向けて開催回数・会場も検討し、開催要領を定めていく。
	議運協議 12.7・16	同上
協議結果		<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中の活動報告についても、検討していきたい。 ・聞きっぱなしにしないよう、今年意見交換会での議論を各委員会で調査・議論し、来年2月に再度報告会を開催することを決めている。ぜひ来て頂きたい。
回答内容及び 回答予定		
回答責任者		

所管委員会・協議シート

議会運営委員会 NO.5

主 題		(5) 議会傍聴の対応について
発言の日時・会場		平成 23 年 10 月 21 日 (金曜) 19 時 弥生福祉館
町民の発言主旨		傍聴者への対応について ・議場は、傍聴者に対して親切であるべきだ。資料などは簡単にしてどういう議会で何を決めているのか資料を配付すべきだ。一昨年の3月に予算議会を傍聴した。残念だったのは、町長の答弁は文書化して1つも間違わず読み、あれだけ文書を書かされると1つも分からない。話していると間違ってしまう。休憩中に予算資料をくださいと申し出たら断られた。ならば町民には出すなど言いたい。新聞記者とも話したが、意見交換は文書で交換するから町民は入れない。あれでは町民は議会とかけ離れてしまう(弥生福祉館)。
議会の回答要旨		・予算書は確かに傍聴者には分からないと思う。政策的になぜ予算をつけ削るなどが分かりづらい。かといって簡素化はなかなか難しい。 ・住民の皆様と議会の距離、住民と役場の距離を感じている方は多いと思う。今後もそれらを縮めていきたいと思う。
活性化計画上の位置付け		大項目3 議会の公開性を高める 小項目 傍聴者対応の向上(新設)
協議経過	正副委員長原案	傍聴者への対応について ・H24 活性化計画で検討することとするも、予算書の具体化は困難である。議会案内資料を作成し手渡すなど対応に配慮する。
	議運協議 12.7・16	傍聴者への対応について ・H24活性化計画で検討する。予算書の有料配布は可能か、町に打診する。傍聴者への親切な対応検討する。議会案内資料を作成し手渡すなど対応に配慮する。
協議結果		例えば、音更町議会の「議場でひとこと」 町民に議会を身近に感じてもらおうと、3月定例会の一般質問初日に、議場を開放して傍聴者と交流するユニークな取り組み。道内町村議会の中で傍聴者数が全道一という高い関心を受けて、町民が町政に参加できる場として企画。「議場でひとこと」と題し、傍聴者が議員席に座り、議場を体感してもらいながらスピーチする。
回答内容及び回答予定		
回答責任者		

所管委員会・協議シート

議会運営委員会 NO.6

主 題	(6) 国政への対応について (T P P 関連)
<p>発言の日時・会場</p>	<p>平成 23 年 10 月 20 日 (木曜) 19 時 東めむろコミュニティセンター 10 月 21 日 (金曜) 19 時 弥生福祉館 11 月 17 日 (木曜) 19 時 西土狩地域福祉館 11 月 18 日 (金曜) 19 時 上美生農村環境改善センター 11 月 21 日 (月曜) 19 時 北伏古地域福祉館</p>
<p>町民の発言主旨</p>	<p>議会の政策対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ T P P 問題をどうするか。議員の顔が見えないという点も指摘を受けている。町の基幹産業が農業であるが、 T P P はいずれ現内閣で決着をつけるだろう。今のうちに、農業の危機などの特別委員会を設置し、町民に伝えていただければと思う (弥生福祉館)。 ・ 報告書を読むと、 T P P に関する質問も出されている。良きものか悪しきものか、どちらを支持すべきかと考えるが、国に対して意見書も出しているようだ。議会として大きな問題であると思うが、何か行動しようとしているか伺いたい (東めむろ) ・ T P P 問題で聞きたい。情報が錯綜する中で不安だ。芽室町の崩壊につながると危惧する。情報はないか (西土狩)。 ・ T P P は外国から安い物が入ってくる。太刀打ちするためには安全で安心な食べ物を作ることだ。ただ反対だけではなく、生き残る道を探っていくべきである。居酒屋などでも地場産品を使うことである。商業者とも協力することだ。これからの若い人達は絶対の自信を持っていただきたい (上美生)。 ・ T P P の話は、状況が分かりづらい中で反対している。これからどうしていくか大変な問題である。日本だけで生き残ることができる時代でもない。町民との会議があればよろしく願いたい (上美生)。 ・ 道産の農産物は東京・大阪が自給率 1 % なら、いい物を全国的に広げていかなければならない。厳しい時代だが、安全・安心性の面から不安。道産はおいしい。みんなで考えていかなければならない (上美生)。 ・ カナダやアメリカのビートなどが入り込むと立ちゆかない。自由貿易は将来的には仕方ない。 T P P 、 E P A 、 W T O のポジティブリストとは異なり、 T P P はネガティブリスト。載せ忘れるとゼロとなり危険である。議論に参加すると抜けられないと思う。 (上美生)。 ・ T P P は内外格差だけの問題ではない。 S46 ~ 47 はドル 360 円、現在は 80 ~ 76 円。 100 円に対し 25 円になっている。農業者が努力をしていないと言われるのは心外。円高が最大の要因。自由化はどんな努力をしても無理で勝てる状況ではない。内外格差だけではないことを知ってほしい (上美生)。 ・ T P P に関連し、議会では事前交渉に参加への反対の意見書をとのことであるが、首相は関係なく進めようとしている。意見書は政府に届くものか。 (北伏古) ・ 報道には憤りを感じる。農業といえばコメが報道され、十勝の農業への影響は報じられない。そのあたりを訴えてほしい (北伏古)。
<p>議会の回答要旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ T P P については、昨年 11 月に議員提案により意見書を政府等に提出した。産業全体に影響を及ぼす問題である。大多数の都会民には理解できないだろう。議会としても経済を守るために取り組んでいかなければならない。他の議会、他の団体とも連携し反対行動を取りたい。 ・ 昨年 11 月 1 日に政府などに意見書を提出した。今日も議長会主催で十勝管内の町村議員の研修会があり、中央会の飛田会長の講演が聞いたが、十勝への影響は計り知れないものがある。 24 日にも T P P 参加反対キャラバンが管内 4 か所を巡った。オール北海道で取り組んでいくべき内容であり、議員だけではなく町民も含めた運動とすべきだ。・ 議会としても個人的にも芽室町に大きな影響がある。昨年 11 月に管内に先駆けて国に意

	<p>見書を提出した。3.11の東日本の大震災後、議論は頓挫しJ A、行政、議会にも情報がなかったが、野田首相となってAPECに間に合わせるために協議を開始した。マスコミ情報は右往左往しているが、議会としても長としても反対しなければならない。議会として事前協議入りを中止してほしい旨の意見書を11月28日の臨時議会に上提する予定である。本日、J Aと農連が陳情書を提出された。議会で協議し統一したかたちで国に対し意見書をあげることとなる。T P Pの影響は芽室町には大きいということで宮西町長も先日NHKの取材を受け放映された。輪を広げ統一行動を取っていかうという考えである。全国町村議長会でもT P P反対が緊急提言され全会一致で採択された。農業だけの問題でなく特に芽室町には多大な影響を受ける。連携を取りながら肝に銘じて頑張っていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者はもとより商工業の皆さんも事前協議入りは反対である。まちも二の手、三の手を取っていかなければならない。仮に...を想定しておかなければならない。安全・安心をベースの自給率を高め、消費者にいい物をブランド化して売っていかないとならない。生産者を含めての会議が多くなるのではないか。いい意見を出して地域として生き残る。 ・外国産の大量な農業の規制を取ってくれと言っている。現在の安全な表示もできなくなる。残留農薬の関係。地元農産物を安全・安心のP Rが都会の皆さんに必要なではないか。 ・昨年も先駆けて意見書を提出した。意見書は政府に届いていると思う。声をあげていくことは大事である。 ・全国議長でも全会一致で反対決議した。国にどう伝わっていくか、国の動きをみていかなければならない。
<p>活性化計画上の位置付け</p>	<p>大項目6 その他 専門性事項に係る調査 大項目1 議会機能の強化を図る 議会提案権の緩和 委員会の議案提案権拡大</p>
<p>協議経過</p>	<p>正副委員長原案</p> <p>議会の政策対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会提案を積極的に行うことを議員間で申し合わる。 ・T P P関連については、管内議会に先駆けてH22及びH23(H23.11.28臨時会)に議員提案により反対意見書を政府に提出した。今後も、情勢を踏まえ臨機応変に対応していくことを申し合わせる。
<p>協議経過</p> <p>12.7 12.16</p>	<p>議会の政策対応</p> <p>議会提案を積極的に行うことを議員間で申し合わせる。</p> <p>反対意見書の提出 T P P関連については、管内議会に先駆けてH22及びH23(H23.11.28臨時会)に議員提案により反対意見書を政府に提出した。今後も、情勢を踏まえ臨機応変に対応していくことを申し合わせる。</p> <p>反対行動：十勝町村議会議長会主催の議員研修会(10/20)北海道農業協同組合中央会会長 飛田稔章氏講演)に全議員参加・全十勝地区農民連盟(山田富士雄委員長)による「T P P参加反対!全道統一キャラバン行動」(10/24帯広かわにしJ A前)に多数参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十勝の農民連、幕別革新懇の共催『T P P反対!学習・決起集会』(11/13 とかちプラザ)に数名参加。
<p>協議結果</p>	
<p>回答内容及び回答予定</p>	
<p>回答責任者</p>	

所管委員会・協議シート

議会運営委員会 NO.7

主 題		(7) 議会への住民参加と議会白書について
発言の日時・会場		平成 23 年 11 月 18 日 (金曜) 19 時 上美生農村環境改善センター
町民の発言主旨		議会白書と議会の住民参加について ・北海道の町村議会改革議会白書・議会モニター・議会サポートについての先進地は白老・栗山・福島町であるが、「議会白書」を作ったり、議会モニターや議会サポーターなどを設けている。芽室町議会にそうした考えはないか。
議会の回答要旨		・こうした報告会も先進地を参考にしたものである。現在はそうした内容での計画はないが、先進地 (福島町議会) から学びながら前進していきたい。
活性化計画上の位置付け		大項目 2 議会運営の改善を図る 小項目 委員会活動の充実
協議経過	正副委員長 原案	議会白書と議会の住民参加について ・ H24 活性化計画で議論し、今後、議会白書の作成、議会モニター、議会サポーターなどの導入を調査・研究する。
	議運協議 12.7・16	・ H24 活性化計画で議論し、今後、議会白書の作成、議会モニター、議会サポーターなどの導入を調査・研究する。
協議結果		
回答内容及び 回答予定		
回答責任者		

所管委員会・協議シート

議会運営委員会 NO.8

主 題		(8) 議員活動について
発言の日時・会場		平成 23 年 10 月 20 日 (木曜) 19 時 東めむろコミュニティセンター 10 月 21 日 (金曜) 19 時 弥生福祉館
町民の発言主旨		議員の公約達成について 議員の活動について (各戸・団体訪問等) 議員の活動紙について 議員と支持政党について
議会の回答要旨		無回答
活性化計画上の位置付け		
協議経過	正副委員長原案	議員の公約達成について 議員の活動について (各戸・団体訪問等) 議員の活動紙について 議員と支持政党について ・以上については、意見として特に回答しないものとする。ただし、議員個々として趣旨を受け止めるものとする。
	議運協議 12.7・16	同 上
回答内容及び回答予定		
回答責任者		

【芽室町議会活性化計画】の検証とH24方針

(平成21年7月24日現在)
(平成22年11月8日議運で修正)
(平成22年11月12日議員協議会で修正)
(平成22年11月26日議運協議結果)
(平成22年12月14日議運協議)
(平成22年12月22日議員協議会報告)
(平成23年11月18日議運協議)
(平成23年11月29日議員協議会)
(平成23年12月16日議運協議)
(平成23年12月22日議員協議会)
(平成24年

芽室町議会

芽室町自治基本条例（議会関連）（第3条、第22条～第25、28条）、第30条

第1章 総則（町政運営の基本原則）

第3条 町は、町民が主役となった自治の実現を図るため、次に掲げる事項を町政運営の基本原則として定めます。

（6）議会における町民参加と議員の自由討議の推進によって、広く町政の課題を明らかにし、町としての最良の意思決定を導きます。
（議会と議員活動の原則）。

第7章 議会と議員活動の原則

（議会の役割）

第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。

（議会の責務）

第23条 議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。

2 議会は、政策の水準を向上させるため、議会の議決事項の拡大に努めます。

3 議会は、議会の活動に関する情報を町民に伝えるために、審議の過程や結果などを町民に分かりやすく説明します。

（議会の情報公開と町民参加）

第24条 議会は、議会活動に関する情報を町民と共有するため、次に掲げる事項により、情報公開を推進します。

（1）本会議及び委員会等の会議は原則として公開します。

（2）本会議及び委員会等の会議の日程及び内容は、事前に町民に周知します。

（3）審議過程や結果など議会に関する情報を町民に説明するための機会を設けるよう努めます。

（4）その他、町民に分かりやすい情報を公開するための方法を検討します。

2 議会は、町民との意見交換等の機会を設けるなど、町民参加の推進に努めます。

（議会の活動）

第25条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。

2 議会は、政策の提言及び政策立案の充実を図るため、議会の閉会中においても調査研究活動に努めます。

3 議会は、議会の活動を通して町政の課題を明らかにするため、本会議及び委員会等における論点を明確にします。

4 前項の目的のため、本会議及び委員会等に出席を要請された町長等執行機関の長及びその補助機関の職員は、議長及び委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするため議員に質問することができます。

第8章 町民、町長、議員及び職員の責務

（議員の責務）

第28条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。

2 議員は、公正かつ誠実に職務を遂行するため、自己研鑽に努めます。

第9章 最高規範性と見直しの継続

（最高規範性）

第30条 この条例は、町が定める最高規範であり、町民、町長、議員及び職員は、この条例を誠実に守ります。

「芽室町議会活性化計画」のH23検証とH24への方針(案)

大項目	小項目	進捗状況	原案(議運正副委員長)	議運結果(12/7)
1 議会機能の強化を図る	議員議案提案権の緩和	・地方分権一括法成立に伴い、議員の議案提案権を議員の1/8から1/12へ改正(平成12年3月会議規則改正)(平成22年11月12日確認)		
	一般質問要領等の見直し	・従来の「一般質問、一括答弁方式(3回まで)」を「90分以内で、質問方法は議員一任(一括、一問一答不問)」と改正(平成12年9月会議規則・運用例改正)		
		・質問方法は、議員一任で「一括又は一問一答」の選択制を取っていたが、一括を選択する議員がいないことから、「一括」を廃止する。また、持ち時間については、協議の結果90分を維持することとする(平成22年11月12日決定)		
		・答弁書の配布について、平成22年6月町議会定例会から質問議員に対してのみ配布。配布時期は、一般質問の当日の朝手渡し。(平成22年5月24日決定) ・発言台を正面に変更・水差しと手拭き(おしぼり)は、希望議員のみ用意する(平成23年6月1日決定) ・発言台の位置については今後も協議する。		
	委員会の議案提案権	・地方自治法の一部改正(平成18年6月7日制定)により委員会の議案提出権が認められた(平成19年4月1日から実施)(平成22年11月12日確認する)		
議決権の拡大	・自治基本条例(第23条第2項)及び地方自治法(第96条第2項)を受け、議会の議決権(議決事項)の拡大について調査検討。また、現在、地方自治法の改正案が審議中で、第2条第4項が削除(市町村の基本構想の議決規定の削除)される見込みである。このことから協議の結果、「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定めることが必要との議会運営委員会での結論で、平成22年11月12日開催の議員協議会で全議員に説明をす	-		

1 議会機能の強化を図る		るが意見が分かれ、議運に戻された。		
		・議会運営委員会として改めて協議を行った結果、「当初、議会運営委員会として結論づけたとおり制定することが望ましい」との意見から「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定めることとし(平成 22 年 12 月 22 日決定)、平成 23 年 3 月議会で総合計画の実施計画を議決要件とすることを議決。	・第 4 期総合計画後期計画策定の手順及び実施計画議決について、議員協議会で協議(平成 23 年 11 月 29 日)。	
		・議会運営委員会で、さらなる議会の議決権(議決事項)の拡大について調査検討中(H23)。		
2 議会運営の改善を図る	委員会活動の充実	・委員会記録業務担当の明確化(副委員長から事務局へ。平成 11 年から実施中)。 ・録音施設活用の定着(平成 12 年度 - 録音機器 2 セット購入) ・決算審査の方法を全議員による特別委員会方式へ(平成 13 年から実施)(議長・監査委員を除く)。	・事務局にて議事録作成支援システムのデモンストレーションを実施するも精度に難があり、H24 の予算化は見送るが継続調査する。 ・委員会のインターネット中継導入についても積極的に検討する。	
		・議運での協議内容について、議員協議会で説明するが意見が割れてまとまらないことから、改めて議運で協議する。その協議の結果、今期中に結論を出すこととなる(平成 22 年 11 月 26 日議運)。	-	
		・議会運営委員会で改めて協議を行った結果、決算審査・予算審査に当たっては、従来どおりの質疑の確保を条件として、審議を本会議で行うことに決定(平成 22 年 12 月 14 日議運)(平成 22 年 12 月 22 日決定)。 ・平成 23 年 9 月定例会から本会議方式移行。 ・平成 23 年 9 月定例会で決算書送付に問題があり、平成 24 年 3 月定例会での予算書送付時の課題解決について、日程上で解決を図ることを決定。		
	常任委員会構成・所管事項	・総務、厚生、経済の 3 常任委員会とする(平成 17 年 2 月 21 日決定)(平成 22 年 11 月 12 日確認)。	-	

2 議会運営の改善を図る		<p>(「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置、調査を行う(平成20年6月23日設置)) (平成22年11月12日確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会数を減らすことにより、1委員会当たりの調査事項等が増えることが懸念されることから、現行の3常任委員会とする(平成22年1月25日決定)(平成22年11月12日確認) ・議会運営委員会内容を全ての議員に伝達(平成23年6月1日決定) 		
	常任委員会委員の重複	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部改正(平成18年6月7日制定)により、委員の重複が認められたが、協議の結果、議員定数(18人)の関係から重複はしないことに決定(平成19年2月決定)(平成22年11月12日確認) 	-	
		<p>(「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う(平成20年6月23日設置)) (平成22年11月12日確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正により重複ができることになっているが、重複をすることで調査範囲が広がることから、現状のとおりとする(平成22年1月25日決定)(平成22年11月12日確認) 	-	
	議員協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部改正により議員協議会を正式な位置づけとする(芽室町議会会議規則改正(平成20年9月18日公布))(平成22年11月12日確認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員協議会への議件のあり方を整理する。 ・議員協議会のインターネット中継導入についても積極的に検討すべき。 	
	議員間の自由討議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月1日から各委員会において実施する(芽室町自治基本条例第25条第1項を受け、平成20年議会運営委員会において調査し、決定する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議を必ず各委員会で行う。常任委員長の自由討議の手法技術を高める必要がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、本会議においても自由討議を実施できるよう検討する(平成22年11月12日) 		<ul style="list-style-type: none"> ・本会議での自由討議の試行を検討すべきである。 		
	夜間議会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日等における議会開催(インターネットによる議会中継の開始及び実施後の継続性の難しさ等から 	-	

3 議会の公開性を高める		判断し、取り組まないことに決定。平成 14 年 5 月)(平成 22 年 11 月 12 日確認)		
	委員会の公開	・委員会全面公開(秘密会除く)の明確化(平成 12 年 3 月条例改正)(平成 22 年 11 月 12 日確認)	・委員会のインターネット中継導入についても積極的に検討すべき。	
	懇談会等の開催	・「開かれた議会」を目指し、町民(各種団体)との懇談会を開催(平成 12 年 4 月から(平成 22 年 11 月 12 日確認))	・年間を通じ、調査事項に応じて意見交換するケースを積極的に開催すべき。定例化している懇談会と分けるべき。また、議会だより及びまめ通信で広く呼びかけるべき(町民意見交換会で提案を受ける)	
	本会議の庁舎内放送等の実施	・インターネットによる議会生中継の実施(平成 13 年 10 月から地域インターネット導入事業)(平成 22 年 11 月 12 日確認)	・委員会のインターネット中継導入についても積極的に検討すべき。	
	傍聴者の対応向上	・傍聴者への対応を向上させる。	・傍聴者資料・案内などを向上させる(町民意見交換会で提案を受ける)	
4 議会活動への町民の理解を高める	議会情報の町民への PR	・マスコミへの議会情報の積極的提供(委員会の開催日時、内容等)(平成 12 年から)(平成 22 年 11 月 12 日確認))	-	
	議会ミニ情報紙の作成	・「めむろ町議会まめ通信」(A4 版)の発行(平成 12 年度から毎月発行)(平成 22 年 11 月 12 日確認)	・H24 から情報量を増やし、紙面を充実する。	
	議会専用 FAX の設置	・事務局内に設置(平成 13 年度)(平成 22 年 11 月 12 日確認) ・H23 から PC メールでの文書通知を開始(4 議員)		
	議長室の開放	・町民と議長(副議長)との懇談(平成 13 年度から毎月第 1 火曜日の午後) ・町民と議長との懇談の機会を月 1 回から月 2 回(毎月 1 日と 15 日とする。土日祝日及び会議等に当たる場合は翌日とする)とする(平成 22 年 11 月 12 日決定)	・実績を踏まえ、事前申し出により日程調整の上、実施するよう改正する。議会だよりやまめ通信で周知する。	
		・現行どおり議会単独発行とし、議会だより及びまめ通信の内容の充実を検討し、町民に広く議会活動を周知す	-	

4 議会活動への町民の理解を高める	議会広報の充実	る(平成17年2月決定)		
		<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより等の編集作業は、現在、議会運営委員会が行っているが、議会の情報公開の観点から特別委員会を設けて編集にあたるのが本来望ましいと考える。しかし、早急に結論を出すことが難しいので、平成23年5月号まで現状の方法で発行し、以後については、次期の議会運営委員会で検討する(平成22年12月22日決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴特別委員会設置は見送り、事務局が原案作成し、議運で調整・決定する。 ・H24 から議会だより・まめ通信を抜本的に見直し、より情報共有化を目指し発行する。 ・議会サポーター制度もしくはモニター制度(町民及び研究者)を導入し、充実を図るべきである(町民意見交換会で提案を受ける) 	
	議会報告会(町民との意見交換会)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月に実施する。なお、初年度は1回とし、次年度以降は、複数回実施(芽室町自治基本条例第25条第1項及び第2項を受け、平成20年議会運営委員会において調査し、決定する) ・平成22年は、6か所で実施する(市街地3か所、農村部3か所) ・実施の方法は、正副議長及び議運委員長を除いた議員を3班に分けて行うものとする。なお、正副議長及び議運の委員長は全ての班に同席する(平成22年5月24日決定) ・H23は開催場所を変更。政策フローをもとに協議を開始し、H24.2月に町民報告会を1会場で開催することを決定。 	-	
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会において、新たに「各種団体との意見交換会」の実施について議員協議会で確認し、協議を開始することを申し合わせる(H23)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報等は事務局が原案作成し、議運で調整・決定する。 ・議会サポーター制度(町民及び研究者)を導入し、住民参加と第三者機関の導入により改革や活性化を図るべきである(町民意見交換会で提案を受ける) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「各種団体との意見交換会」のPRを行う。対応委員会などは議長が決定する。 	
議員報酬・期末手当の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・任期途中辞任及び役職交代の際の月額報酬は、日割支給(平成12年3月条例改正)。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成17・18年度限り(20%程度年間報酬削減)月額報酬を10%削減する(平成17年2月21日決定) 		

5 議員の 処遇改善 を図る	議員報酬・期末手 当の見直し	<p>期末手当の支給率を 300/100 とする。 役職加算は廃止（平成 17 年）する（平成 22 年 11 月 12 日確認）。</p>		
		<p>・平成 17・18 年の 2 年に限り（時限立法）削減したものを、平成 19 年から本実施（議長の諮問に対し協議）平成 19 年 4 月 1 日から実施）（平成 22 年 11 月 12 日）。</p>		
		<p>・「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う（平成 20 年 6 月 23 日設置） ・幅広い職層や年齢層に人材を求めるための環境整備、また若い世代にも議員として立候補しやすい環境整備のため、現状の議員報酬の維持が必要（平成 22 年 1 月 25 日決定）。</p>	<p>・議員報酬・期末手当の見直しについては、H24 議会活性化計画で議論する（町民意見交換会で提案を受ける）。報酬は、議員定数削減議論及び報酬削減議論の経過を踏まえ、ゼロベースから歳費積算により改正を図る（参考：福島町議会）。ただし通年議会に移行するなどの協議も必要である。</p>	
	旅費支給の見直し	<p>・町内及び帯広市内の日当廃止（平成 12 年 3 月議会条例改正 - 町職員旅費改正に準じ改正） ・費用弁償 1 級（特別職等）から 2 級（一般職等）に平成 14 年 9 月議会で条例改正し平成 15 年 4 月 1 日施行（平成 22 年 11 月 12 日確認）。</p>	-	
	議員定数の見直し	<p>・議員定数条例等審査特別委員会（10 人）を設置し、協議（平成 14 年 9 月議決・条例制定 22 人 18 人）（平成 22 年 11 月 12 日確認）。</p>	・	
		<p>・現行の 18 人とする（平成 17 年 2 月 21 日決定）（平成 22 年 11 月 12 日確認）。</p>	・	
		<p>・平成 18 年 9 月 12 日議員定数 5 人削減の陳情が町民有志からなされ協議。平成 18 年 12 月 8 日議会で否決。今後、議員定数についての協議を行うこととなる）（平成 22 年 11 月 12 日確認）。</p>	-	
		<p>・地方自治法の一部改正（平成 18 年 6 月 7 日制定）により委員の重複協議に伴い、議員定数について併せて協議。現行の 18 人とする（平成 19 年 2 月協議）（平成 22 年 11</p>		

5 議員の 処遇改善 を図る	議員定数の見直し	月 12 日確認) ・「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う(平成 20 年 6 月 23 日設置) ・3 常任委員会を維持するには、現状の 18 人が必要。また、現行でも 5 人の委員会があるが問題もなく機能していることから、2 減の 16 人でも良いとの意見が出され、結果、16 人となる(平成 22 年 1 月 25 日決定)(平成 22 年 3 月 11 日以後に告示される町議会議員の一般選挙から適用される)(平成 22 年 11 月 12 日確認)		
	政務調査費	・個々の議員活動においても調査は可能であり、導入を見送る。(平成 17 年 2 月 21 日決定)。 ・現状を考えると導入するには、まだ議論が必要と考える(平成 22 年 11 月 12 日決定)。	・定数 16 人及び 3 委員会構成については、H23 選挙後、間もないため、検証までには時間を要する。前期 2 年間の評価については H25 に検証し、後期 2 年間と H27 選挙後について議論を行うものとする。	・議員資質の向上の面から議論を開始すべきである。
6 その他	議員海外研修	・従来、十勝町村議会議長会主催の海外派遣事業に参加していた(平成 12 年度まで)が、全額町費による派遣は見直しが必要との意見が圧倒的多数を占め、今後の実施方法について検討(平成 15 年度の派遣は凍結)	-	
		・財政的な問題はあるが、門戸を閉ざすのはどうかとして今後も、平成 15 年度の議論を踏まえ海外派遣事業の是非について協議を行う(平成 22 年 11 月 12 日決定)	・議員の政策形成能力の向上の面から議論を開始すべきである。	
	委員会所管 事務調査	・従来、常任委員会は任期中(2 年)道内、道外各 1 回、議会運営委員会は任期中(2 年)道内 1 回を原則としていた。平成 15 年度からは、懸案事項調査のため道外所管事務調査 1 委員会、道内所管事務調査 1 委員会を予算計上するが、実施の有無は委員会の判断に委ねる(平成 12 年) ・平成 22 年度予算要求から、事務調査事項、目的、視察先等を明確にし、当初から要求するものとする。なお、平成 22 年度については補正対応とし、また議員改選の年も同様とする。事務調査の回数及び道内外については問わない(平成 21 年 11 月 25 日決定)(平成 22 年 11	・積極的に調査すべきである。	

6 その他		月 12 日確認)		
	パークゴルフ大会	・各種パークゴルフ大会等への参加は私的扱い(非公務)とする。 * 議員会事業へ移行(平成 12 年)(平成 22 年 11 月 12 日確認)	-	
	各種審議会委員等への就任	・町長が委嘱する審議会等委員への就任範囲、 民生委員推薦会委員 都市計画審議会委員 土地開発公社役員 議会議員等弔慰審査委員 名誉町民審査委員 とする。(平成 12 年)	-	
		・極力議員の就任を減らす。(平成 17 年 2 月 21 日決定) 土地開発公社役員(10 人 8 人) 名誉町民審査委員(0 人) - 平成 22 年 6 月確認 ・土地開発公社(平成 21 年 2 月 27 日解散)(平成 22 年 11 月 12 日確認)	・議会からの農業委員選出については、次期選挙時までの方針を決めておく必要がある。	
	携帯電話の扱い	・議場、委員会室、傍聴席での携帯電話の使用を禁止する(平成 12 年 9 月会議規則及び傍聴規則改正) ・継続実施とする。なお、議員については、各委員会において説明をし、携帯電話の扱いについての共通認識に立って、徹底を図る。また、傍聴人については、その局面で注意をする(平成 22 年 11 月 12 日決定)		
	会議時間	・現在の午前 9 時 30 分～午後 5 時の会議時間のとおり(平成 17 年 2 月 21 日決定)平成 22 年 11 月 12 日確認)	-	
	議長交際費	・社会通念上、必要最小限の交際範囲、金額とする(平成 17 年 2 月 21 日決定)(平成 22 年 11 月 12 日確認) ・議長交際費の執行状況を公表(めむろ町議会まめ通信及び議会のホームページ)する(平成 20 年度から実施)(平成 20 年 10 月 31 日議運決定)(平成 22 年 11 月 12 日確認)	-	
	事務局体制	・現行どおりとし、職員研修の充実等により議会の持つ機能が十二分に発揮できるように努める(平成 17 年 2	-	

6 その他		月 21 日決定) (平成 22 年 11 月 12 日確認)		
		・事務局体制については、現行の職員体制の中で議会としての機能を発揮できるよう努めるが、更に議会の持つ機能を発揮できるよう正職員 4 人を要望していく(平成 22 年 11 月 12 日決定)。		
	専門的事項に係る調査	・地方自治法の一部改正(平成 18 年 6 月 7 日制定)により、学識経験を有する者に議案の審査又は行政事務に関する調査を依頼することが可能となったが、協議の結果、見送ることとなる(平成 19 年 2 月決定)。なお、今後の調査・研究課題として、次期に引き継ぐ。	・議会サポーター(研究者)制度を導入するなど検討するべきである。	
		・専門的事項の調査依頼については、平成 18 年の地方自治法の改正により学識経験を有するものに調査の依頼ができるようになったが、協議においては、「必要になったときに協議をする」としていたが、平成 22 年 11 月 12 日開催の議員協議会で出された意見は、難しい問題も出てくるのが予想されるので今後も継続して協議としてはどうかとの意見が出された。議会運営委員会としての協議結果は、委員からは即対応できる文言にしてはとの意見が出され、文言(案)が出されてから協議することとなる。	-	
	クールビズの実施	・議員協議会(平成 22 年 11 月 12 日開催)において、差し戻され、議会運営委員会として改めて協議を行った結果、次のとおり文言を整理する。 ・専門的事項の調査依頼については、地方自治法の改正により学識経験を有するものに調査の依頼をすることができるようになったが、当議会としては、「必要に応じて調査の依頼」を行うものとする(平成 22 年 12 月 22 日決定)。	-	
		・6 月から 9 月までの間の本会議・各常任委員会及び議員協議会においてノーネクタイ、ノージャケットを実施。これは平成 20 年度から試行しているもの。	-	

6 その他	クールビズの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 11 月 12 日開催の議員協議会で議論したが、結論が出ず改めて議会運営委員会で協議をすることとなった。議会運営委員会での協議の結果、期間については、6 月から 9 月とする。なお、強制はしないものとする(平成 22 年 12 月 22 日決定) ・平成 23 年度から本格実施(平成 23 年 6 月 1 日決定) 		
	議会基本条例の調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・芽室町として、議会基本条例の必要性の是非についての議論は、簡単に結論を出すということにはならないものと考えことから、平成 23 年の改選後から検討期間を 2 年として平成 25 年までに議論を行う(平成 22 年 11 月 12 日決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活性化の進捗状況や町民意見交換会を踏まえ、議員の意識を共通のものとしていくために検討すべきである。 	
	通年議会の検討		<ul style="list-style-type: none"> ・通年議会の導入について直ちに検討を開始すべきである(町民意見交換会で提案を受ける) 	

注 1：大項目は平成 12 年 1 月に制定したもの。推進状況は平成 15 年 7 月 1 日にまとめた。

注 2：小項目及び推進状況については、記載されている年月日にまとめたもの。

なお、決定日はそれぞれの項目に記載されている年月日(最終決定日は、議員協議会での決定日)のとおり。

H24 の計画強化策

- 議員研修の強化
- 積極的な情報公開
- 自由討議の推進
- 広報・広聴の充実
- 住民参加の推進
- 議会基本条例の検討